

連結中間納付額の調整計算に関する明細書

連結事業 年 度 等	・ ・ ・	法人名	
---------------	-------------	-----	--

別表十八の二付表一 平二十八・四・一以後提出分

I 法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書									
前連結事業年度の法人税額	法人税額	1	円	仮 計 (4) + (9) (マイナスの場合は0)			10	円	
	同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額	2		連結法人以外の法人に係る調整額の計算	前期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「12」)		11		
	差引法人税額 (1) - (2)	3			当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「16」)		12		
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「4」)又は(3)× $\frac{6}{\quad}$		4			前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表三「4」)		13		
連結法人に係る調整額の計算	加算	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「7」)	5		当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表三「12」)		14		
		前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「8」)	6		連結親法人を設立した適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表二「20」)		15		
		当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「16」)	7		連結法人以外の法人に係る調整額の合計 (11) + (12) + (13) + (14) + (15)		16		
	減算	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「8」)	8						
	連結法人に係る調整額の合計 (5) + (6) + (7) - (8)		9		納付すべき法人税額 (10) + (16)		17		

II 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書

前課税事業年度の地方法人税額	地方法人税額	18	円	仮 計 (21) + (26) (マイナスの場合は0)			27	円	
	同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額に係る金額	19		連結加入及び連結内合併以外の適格合併に係る調整額の計算	前期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「32」)		28		
	差引地方法人税額 (18) - (19)	20			当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「36」)		29		
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「24」)又は(20)× $\frac{6}{\quad}$		21			前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (別表十八の二付表三「20」)		30		
連結離脱及び連結内合併等に係る調整額の計算	加算	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「27」)	22		当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (別表十八の二付表三「28」)		31		
		前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「24」)	23		新設適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表三「36」)		32		
		当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「32」)	24		連結加入及び連結内合併以外の適格合併に係る調整額の合計額 (28) + (29) + (30) + (31) + (32)		33		
	減算	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「28」)	25						
	連結離脱及び連結内合併等に係る調整額の合計額 (22) + (23) + (24) - (25)		26		納付すべき地方法人税額 (27) + (33)		34		

別表十八の二付表一の記載の仕方

1 法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書

- (1) この明細書は、連結親法人が法第 81 条の 19 第 1 項（第 1 号イ又はロに係る部分に限ります。）又は第 2 項から第 6 項まで《連結中間申告》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 前連結事業年度に措置法第 68 条の 67 第 1 項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額 2」には、当該前連結事業年度の別表一の二(一)「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。

「前期実績基準額

- (3) (別表十八の二付表二「4」)又は $\left(3 \times \frac{6}{4}\right)$ は、
当期が最初の連結事業年度である場合には「又は $\left(3 \times \frac{6}{4}\right)$ 」を消し、当期が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前連結事業年度の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「4」)又は」を消します。

2 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書

- (1) この明細書は、連結親法人が地方法人税法第 16 条第 1 項（第 1 号ロに係る部分に限ります。）又は第 2 項から第 7 項まで《中間申告》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額に係る金額 19」は、前課税事業年度の基準法人税額に措置法第 68 条の 67 第 1 項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》、措置法第 68 条の 68 第 1 項若しくは第 8 項《土地の譲渡等がある場合の特別税率》若しくは第 68 条の 69 第 1 項《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》又は地方法人税法施行令附則第 2 条第 1 項第 1 号《旧規定の適用がある場合における地方法人税の個別帰属額の計算等の特例》に掲げる規定により加算された金額がある場合に、当該加算された金額の 4.4%相当額を記載します。

「前期実績基準額

- (3) (別表十八の二付表二「24」)又は $\left(20 \times \frac{6}{21}\right)$ は、
当期が最初の連結事業年度である場合には「又は $\left(20 \times \frac{6}{21}\right)$ 」を消し、当期が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前課税事業年度の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「24」)又は」を消します。